

## くだもの加工品支援事業「わくろく発信プロジェクト」実施要領

### (趣 旨)

第1条 本事業では、「福島市産のくだもの等を活用した加工品」に焦点があたるよう、様々なジャンルの商品を各種広報媒体で露出を図ることで、農産物を活用した加工品の認知度向上を目指し、さらにはそれぞれの農産物のブランド育成と強化につながるよう、事業者から応募された商品を紹介するための情報発信に必要な事項を定めるものとする。

### (対象商品)

第2条 この要領において「本市産くだもの等を活用した商品」（以下「商品」という。）とは、次の各号全てに該当するものをいう。

- (1) 原材料は福島市産の農産物を一種類以上使用しており、かつ、福島県内で生産、収穫されたものを原材料として使用する場合は福島県農林水産部が実施している「農産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング」において、出荷等制限品目に該当しないものを使用し、市内で販売している商品。
- (2) 製造・加工・販売（調理・提供）にあたって、関係法令等を遵守している商品。
- (3) 季節商品を除き、継続して通常の需要に応じられる程度の生産をしている商品。
- (4) ゲルマニウム半導体検出器等による放射性物質の検査を適宜実施している商品。

### (応募要件)

第3条 応募しようとする事業者は、次の各号全てに適合しなければならない。

- (1) 市内に事業所を置く事業者（農業者を含む。以下事業者という。）とする。ただし福島市産農産物を使用していることが明らかで、市が認める場合はこの限りではない。
- (2) 消費者からの意見、問い合わせ窓口及び苦情処理体制が整備されていること。
- (3) 過去3年に、当該事業者として社会的に顧客等から信頼を失うような法令違反、又は食品安全上の事故がないこと。
- (4) 加工食品及び非食品の場合、原則として製造物賠償責任保険に加入していること。
- (5) 商品について購入者が情報発信をすることに同意していること。
- (6) 商品について福島市が情報発信をすることに同意していること。

### (応募方法)

第4条 応募しようとする者は、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。なお、一度の応募で一商品とする。なお、二度目以降の応募については、一度目に提出した書類と変更なき場合は(2)の書類の提出を省略することができる。

- (1) 応募用紙（様式第1号）
- (2) 応募に係る申告書並びに同意書（様式第2号）
- (3) 応募商品の写真（データによる送付も可。CD-ROM等の記録媒体またはメール送付）

(4) その他市が認める書類

(商品に関する責任)

第5条 応募された商品に関する一切の責任は、事業者が負うものとする。

(商品の確認)

第6条 応募された商品については、市が書類の確認を行うとともに、サンプルやまたは製造現場を訪問すること等により、商品の確認を行う。

(商品の紹介)

第7条 応募された商品の情報発信については、次の各号のとおりとする。

- (1) 市ホームページまたはパンフレット等において広く発信するものとする。
- (2) 情報発信する内容については市と事業者が協議を行うものとする。

(情報発信の中止)

第8条 市は、次の各号のひとつに該当する場合は、情報発信を中止することができる。

- (1) 商品に不備や違反行為等が明らかになった場合
- (2) 事業者より申し出があった場合
- (3) その他情報を発信することが適当でないと認めた場合

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項、又は疑義が生じたときは関係者と協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年11月 2日から施行する。  
(福島市農産物を使用した6次化商品等の情報発信に関する要綱の廃止)
- 2 福島市農産物を使用した6次化商品等の情報発信に関する要綱は、廃止する。